

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公 印 省 略)

観光客夜間消費拡大促進事業に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北海道への観光客誘致促進に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では道内を訪れる訪日外国人観光客の夜間観光(20 時以降)の実態と今後の可能性について調査し、観光消費額の拡大を図ることを目的に必要な調査や今後の方向性を検討するため、下記の事業を実施することと致しました。

つきましては、下記要領にて企画提案を募集いたしますので、企画指示書をご覧いただきご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

観光客夜間消費拡大促進事業(調査分析業務)

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、8 月 9 日(金)までに別紙にてお知らせください。

3. 業務委託期間

契約締結日～令和 2 年 2 月 29 日

4. 業務委託内容 下記事業の企画提案・実施

- (1) 意向調査の実施
- (2) 先行事例の紹介
- (3) セミナーの開催
- (4) 上記(1)～(3)の事業実施に基づく、実績報告書の作成

5. 企画提案指示書公布期間

- (1) 日 時:令和元年 7 月 23 日(火)～8 月 9 日(金)
- (2) 場 所:(公社)北海道観光振興機構 (札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル1階)
- (3) 事業説明会:事業詳細に関する説明会は開催しません。事業委託内容の詳細は、別紙の「企画提案指示書」をご確認ください。

お問い合わせ先

(公社)北海道観光振興機構 地域観光部 担当:稲村  
TEL:011-231-2900 FAX:011-232-5064  
メール: [inamura@visithkd.or.jp](mailto:inamura@visithkd.or.jp)

## 観光客夜間消費拡大促進事業 企画提案指示書

### 1. 目的

道内を訪れる訪日外国人観光客の夜間観光（20 時以降）の実態と、今後の可能性について調査（分析）し、道内での観光消費の拡大を図ることを目的とする。

### 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

### 3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当するものであること。

イ. 民間企業

ロ. 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

ハ. その他の法人又は法人以外の団体

② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

### 4. 契約方法等 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

### 5. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和 2 年 2 月 29 日まで

(2) 業務スケジュール：

7 月 23 日（火）：公示・観光機構ウェブサイトに掲載

8 月 9 日（金）：企画提案参加表明期限

8 月 20 日（火）：企画提案の受付・受領

8 月 22 日（木）～23 日（金）頃：審査会（ヒアリング審査）の実施

9 月上旬頃：委託事業者決定、契約書締結

9 月中旬～：事業の実施

12 月上旬：中間報告

～令和 2 年 2 月 29 日まで：事業終了、事業実施報告書作成、提出

※なお、本事業は国の地方創生推進交付金を活用して実施する予定となっています。

## 6. 企画提案事項

### (1) 意向調査の実施

道内を訪れる訪日外国人観光客への意向調査の実施

道内を訪れる、訪日外国人観光客に対し、以下の内容などについてヒアリング（聞き取り）を実施すること。

意向調査にあたっての要点整理表

項目	調査の内容
① 調査手法	・タブレット端末を使用したヒアリング（聞き取り）など
② 調査場所	・空港、駅、商業施設等の観光案内所など（複数個所でも可能）
③ 調査母数	・500～1,000サンプルを想定
④ 主な設問	（★以下の記載内容以外の設問（案）は、任意の提案とする。）
属性	国籍、性別、来道方法（直行、経由）、道内での泊数、来道動機等
消費額	旅行費用（航空賃、宿泊、道内移動、食事、娯楽など内訳別に設問）
経験	過去の旅行でナイトタイムが楽しめた内容（都市）、道内で楽しかったアトラクション（夜間中心）、その他
⑤ その他	・サンプル数を確保するため、意向調査協力者への粗品提供を可能とする

### (2) 先行事例の調査・紹介

道内外で実施している取り組み事例や、その収支バランス等について調査（文献等）し編集すること。編集内容は、道内の観光関係者に周知するため、データ（PDF）で納品のこと。

### (3) 普及啓発を目的としたセミナーの開催

上記（1）、（2）で実施した意向調査や、国内外の先行事例（調査）を、道内地域の観光関係者等に周知するため、下記の内容でセミナーを実施すること。

（ア）時期：令和2年1月中旬～2月中旬頃まで

（イ）場所：道内で「ナイトタイムエコノミー」に興味のある地域（提案は任意）

（札幌市のほか、道内の地方都市（1か所）で行うこと。参加人数は2会場とも50～60名程度を想定。）

（ウ）内容：①本事業で実施した意向調査や国内外の先行事例についての報告

②「ナイトタイムエコノミー」に精通した専門家による基調講演等

### (4) 上記の管理運営業務、事業実施に基づく実績報告書の作成

（※なお、(1)、(2)の中間報告を11月下旬までに事務局に対し書面で行うこと。）

## 7. 企画提案に係る手続き

### (1) 提出物

#### ① 企画提案書（※見積書含む）

A4サイズ7部（社名あり1部、社名なし6部（「担当A」など具体的な企業名・氏名がわからないような表現を用いて記載すること。））

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記6の（1）、（2）、（3）、（4）

に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

#### （ア）企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。こと。（コピー用紙1枚程度）

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 令和元年 8 月 20 日 (火) 17:00 (厳守)

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

(公社) 北海道観光振興機構 地域観光部 (担当: 稲村)

TEL: 011-231-2900 FAX: 011-232-5064

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。

8. 参加表明

企画提案の意思のある場合は、8 月 9 日 (金) までに別紙にて参加表明をすること。

9. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

- ・事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

- ・費用対効果が高い提案になっているか。

10. 予算上限額 3,900千円 (消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。)

11. 業務上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とする。

(6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

## 12. 著作権等の取扱

- (1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は(公社)北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

## 13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

### (1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

### (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

### (3) 再委託等の予定について

再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

回答期日：8月9日(金)

返信先：(公社)北海道観光振興機構地域観光部 稲村 宛  
(FAX:011-232-5064)

観光客夜間消費拡大促進事業企画提案書 提出意向表明書

標記の委託事業に係る企画提案に

参加します

参加しません

会社名

担当者

連絡先